

G 8+オーストラリアの GAAR

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ	日本	ロシア	豪州
条文	内国歳入法典 7701条(o)項 (判例法理の確 認的規定であ る。)	2013年財政法 206ないし 215条	租税通則法 42条	なし ただし、租税 手続法典64条 に手続規定が ある。	大統領令第 600第37条の 2(適用対象取 引が限定され ている。)	所得税法 245条	なし (部分的な規定 として、同族 会社行為計算 否認規定があ る。)	なし	所得税賦課法 第IV編Aの 177条Aない し177条H
導入時期	2010年	2013年	1977年 (1919年租税 通則法5条を 継承)	— (1941年に上 記64条2項)	1973年	1988年	—	—	1981年 (1936年所得 税賦課法260 条の改正)
対象税目	連邦所得税等	所得税等。付 加価値税を除 く。	連邦所得税等	—	所得税等	連邦所得税等	—	—	所得税等
否認対象	取引 (transaction)	取決め (arrangement)	法的形成 (rechtliche Gestaltung)	—	取引や事実	取引(取決め、 出来事含む。)	—	—	スキーム (scheme)
否認基準	事業目的、経 済合理性	濫用	濫用	—	濫用	濫用	—	—	事業目的
立証責任 (事業目的の 存在)	納税者	国税	納税者(2008 年改正)	納税者(上記 委員会の同意 を経た場合)	納税者	納税者(立法趣 旨に反するこ とは国税)	—	—	納税者
審査委員会 の有無	なし	GAAR 諮問委 員会(裁判所 を拘束)	なし	権利濫用禁圧 諮問委員会(立 証責任の転換)	なし	GAAR 委員会 (裁判所を拘束 しない。)	—	—	GAAR パネル (裁判所を拘束 しない。)
GAAR に代 わる判例法 理の存在	経済実質原則	ラムゼイ原則 (解釈原則)	なし	法律の詐害の 法理	法の濫用の法 理	なし	なし	不当な租税上 の便益の法理	なし
開示義務	あり	あり				あり			